

3 八幡市人権のまちづくり推進本部設置要綱

(設置)

第1条 人権が尊重される社会の実現を目的として、「人権教育のための国連10年八幡市行動計画」を継承・発展させた、人権施策に関する新たな行動計画「八幡市人権のまちづくり推進計画」を策定することにより、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、八幡市人権のまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 人権のまちづくり推進計画の策定に関すること。
- (2) 人権のまちづくり推進計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) 人権のまちづくり推進計画の連絡及び調整に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、市長が定める職にある者をもって組織する。

- 2 推進本部は、必要に応じて委員以外の職員又は関係者を出席させることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長、副本部長を置く。

- 2 本部長に市長を、副本部長に担当助役及び教育長をもってこれにあてる。
- 3 本部長は、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、人権教育・啓発に関する施策の具体的事項について、協議検討する。
- 3 幹事会は、市長が定める職にある者をもって構成する。

- 4 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によって決めることとする。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事以外の職員又は関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、人権啓発担当課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 (平成17年10月19日告示第70号)

この要綱は、平成17年11月 1日から施行する。